

TEPCO

料 金 表

[高 圧]

2023 年 4 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

料金表 [高圧]

1 対象となるお客さま

この料金表 [高圧] (以下「この料金表」といいます。)は、次の地域のお客さまを対象といたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2 料 金

(1) 業務用季節別時間帯別電力

電気需給約款 [高圧] (以下「需給約款」といいます。) 14 (業務用季節別時間帯別電力) (5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,814円37銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	26円72銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円01銭	24円58銭

(ハ) 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	19円26銭
-------------	--------

(2) 高圧季節別時間帯別電力

需給約款15（高圧季節別時間帯別電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,913円37銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	25円40銭
-------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	24円74銭	23円26銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	19円26銭
-------------	--------

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力A）

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,390円87銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	27円39銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円67銭	25円25銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	19円26銭
------------	--------

(3) 業務用電力

需給約款16(業務用電力)(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,814円37銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	23円84銭	22円68銭

(4) 高 圧 電 力

需給約款17（高圧電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,913円37銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円46銭	21円45銭

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,390円87銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	23円67銭	22円54銭

(5) 臨 時 電 力

需給約款18(臨時電力) (3)ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 需給約款18 (臨時電力) (1)イに該当する場合

(イ) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	24円69銭	23円47銭

(ロ) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	26円14銭	24円79銭

ロ 需給約款18 (臨時電力) (1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	26円34銭	24円97銭

(6) 自 家 発 補 給 電 力

需給約款19(自家発補給電力) (1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 自家発補給電力A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	25円09銭	23円83銭

(ロ) (イ)以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	28円54銭	26円96銭

ロ 自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	23円57銭	22円46銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	24円90銭	23円66銭

(ロ) (イ)以外の場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	26円64銭	25円25銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	28円31銭	26円75銭

3 延 滞 利 息

需給約款28（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	$\frac{10}{110}$
-----	------------------

4 燃料費等調整

- (1) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)イに定める α 、 β および γ の値
 α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

- (2) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロに定める $\delta 1$ および $\delta 2$ の値
 $\delta 1$ および $\delta 2$ の値は、次のとおりといたします。

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

- (3) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハに定める基準燃料価格
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	64,900円
--------	---------

- (4) 需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハに定める基準市場価格
基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	17円44銭
--------	--------

- (5) 需給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める基準燃料単価
基準燃料単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

- (6) 需給約款別表3（燃料費等調整）(3)に定める基準市場単価
基準市場単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

附 則

1 実 施 期 日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

2 料金についての経過措置

需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）の適用を受けるお客さまの料金は、その適用を受けている間、2（料金）にかかわらず、次のとおりといたします。

(1) 業務用季節別時間帯別電力

需給約款14（業務用季節別時間帯別電力）(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,814円37銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	20円45銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	19円74銭	18円31銭

(ハ) 夜間時間

1 キロワット時につき	12円99銭
-------------	--------

(2) 高圧季節別時間帯別電力

需給約款15（高圧季節別時間帯別電力）(1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,913円37銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1 キロワット時につき	19円13銭
-------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円47銭	16円99銭

c 夜間時間

1 キロワット時につき	12円99銭
-------------	--------

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧季節別時間帯別電力A）

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,390円87銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	21円12銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円40銭	18円98銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	12円99銭
------------	--------

(3) 業務用電力

需給約款16（業務用電力）(5)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,814円37銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円57銭	16円41銭

(4) 高 圧 電 力

需給約款17(高圧電力) (1)ニおよび(2)ホの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,913円37銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	16円19銭	15円18銭

ロ 契約電力が500キロワット未満の場合（高圧電力A）

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,390円87銭
---------------	-----------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円40銭	16円27銭

(5) 臨 時 電 力

需給約款18（臨時電力）(3)ロの電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 需給約款18（臨時電力）(1)イに該当する場合

(イ) 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円42銭	17円20銭

(ロ) 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円87銭	18円52銭

ロ 需給約款18（臨時電力）(1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円07銭	18円70銭

(6) 自 家 発 補 給 電 力

需給約款19（自家発補給電力）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)の電力量料金は、次のとおりといたします。

なお、電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 自 家 発 補 給 電 力 A

(イ) 定期検査または定期補修による場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円82銭	17円56銭

(ロ) (イ)以外の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円27銭	20円69銭

ロ 自家発補給電力B

(イ) 定期検査または定期補修による場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	17円30銭	16円19銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円63銭	17円39銭

(ロ) (イ)以外の場合

a 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円37銭	18円98銭

b 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	22円04銭	20円48銭

3 燃料費調整についての経過措置

- (1) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）(1)イに定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

- (2) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）(1)ロに定める基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	44,200円
--------	---------

- (3) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）(2)に定める基準単価
基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	22銭4厘
------------	-------